大江町

介護保険福祉用具購入費支給に関する同意書

**入院中または施設入所中に購入する場合**

原則として、入院(入所)中は福祉用具購入費の支給対象となりません。ただし、退院（退所）後、在宅生活のため直ちに福祉用具が必要で、退院(退所)の予定が明確である場合に限り、退院(退所)前に福祉用具を購入することができます。※受領委任払いは利用できませんので償還払いとなります。

　**購入後の支給申請は、退院（退所）して在宅となってからとなります。**

　**予定の変更等で自宅に戻って生活しないとなった場合、福祉用具購入費は支給されません。**

**認定申請中に購入する場合**

介護保険で福祉用具購入費の支給を受けることができるのは「**介護認定を受けている方」**です。

ただし、認定申請中に在宅生活の維持のため早急に福祉用具が必要である場合、福祉用具を購入することができます。事前に全額支払いが困難な場合は、福祉用具購入の受領委任払事前承認を受けた上で福祉用具を購入することができます。**いずれの場合も購入後の支給申請は、認定結果が出てからとなります。**

　**介護認定の結果が「自立」となった場合、福祉用具購入費は支給されません。**

**上記の事項に同意したうえで福祉用具購入を行います。**

令和　　　年　　　月　　　日

住　所

被保険者名